あさひ

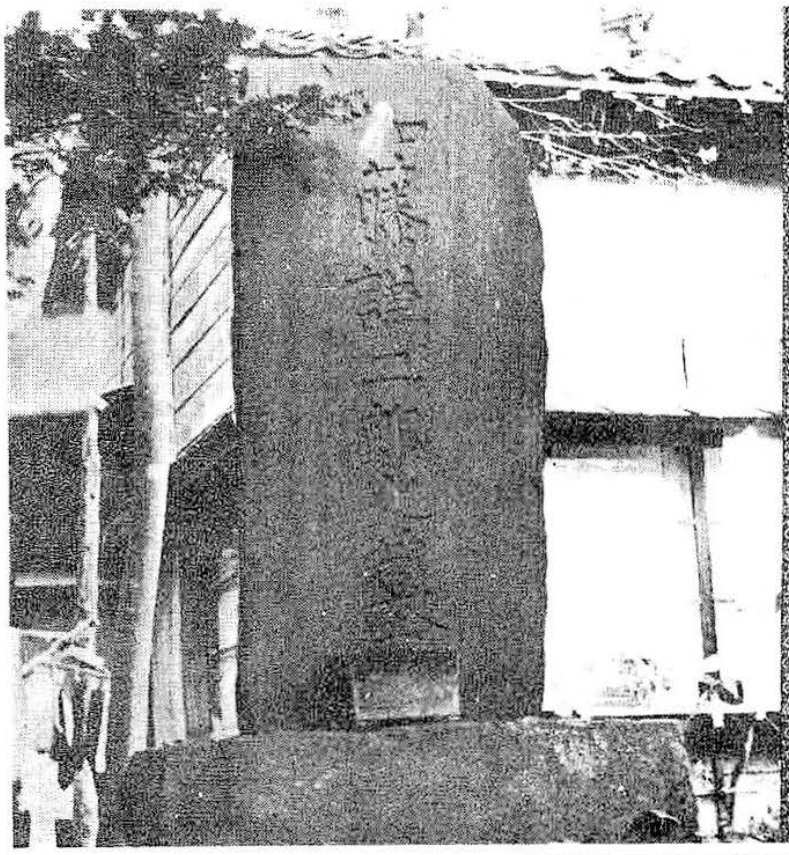

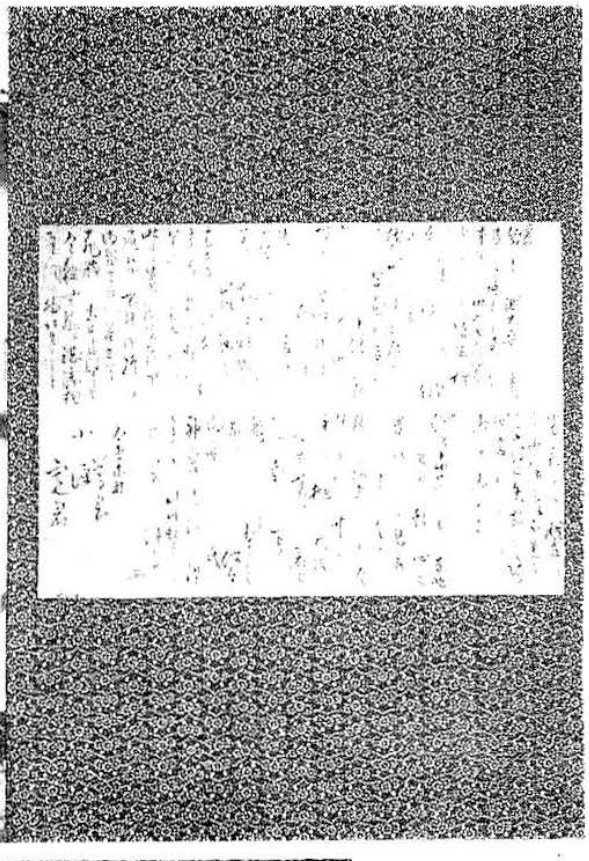

郷土の文化遺産や文化人の足跡をたずねて (10)

…… 勤王の学者加藤謙二郎 ……

謙二郎は天保3年、上町加藤屋次郎兵衛の二男として出生、少年の頃から松林寺の大円和尚について国学の教えを受け、17才のときに学を以て立身を志し江戸に出た。

江戸では国学者井上文雄の門に入り八年間国史の研究に没頭したが、勤王派と佐幕派のあつれきに巻き込まれ、師から破門され一旦郷里に帰ったものの向学心押さえ難く、安政4年に京都に出、中沼了三の門に入り、学業を積んだ。この間著名な勤王の志士らと交友し尊王思想に筋金を入れたのである。

謙二郎は、王政復古を図るには先ず大藩の前田藩を説得すべきであるとして単身加賀藩に赴き工作に当たったが、反って浮浪の徒として扱われ、泊町の十村役伊東次郎左エ門を経て肝煎金森伝兵衛に預けられる身になり郷里に軟禁されてしまった。

まもなく軟禁が解けて再び京に上ったが、当時は既に物情騒然毎日のように暗殺事件等が発生していた。

そのような中で桂小五郎をはじめ諸藩の志士らと交遊するうち、謙二郎も長州藩と組んで事変を起こした一人として目され追われる身となったので、ひそかに京都を脱出、大和国の十津川の奥、折立村に逃れた。十津川郷は勤王思想の強いところで、過激派の志士が多く潜んでいたところであった。

謙二郎は折立村に文武館を建設し郷士を集めて勤王思想を鼓吹し、一方文武館を本拠として常に禁裡守護の郷士から情報を入手して薩長と通じ兵の挙げる機を窺っていた。

折しも長州藩と幕府の一時停戦が行われ、薩長が連合したとの情報に十津川の郷士は好機到来と謙二郎に挙兵をすすめたが、加賀藩の向背が判然とせぬうちはみだりに兵を挙げてはならぬと押えたため、京に在って謙二郎の挙兵を期待していた薩摩藩の過激派遠武橘次が、謙二郎は加賀藩の密偵で十津川の情報を加賀藩に通報しているとなじった。

謙二郎は憤慨激昂し夜を徹して激論の果、遂に死を以て身の潔白を証するとて、払暁文武館裏の河原において割腹自殺を遂げ、36年の波乱に富んだ生涯を閉じた。

謙二郎はあくまで学者であり、他の多くは殆ど過激派の武士であったところから、意見の相違によりこのような結末を招いたものであろう。

十津川折立村では遺体を松雲寺に厚く葬り墓碑を建設し、今日なおその遺徳をしのび年祭を行っている。

明治になって謙二郎の門下から陸軍の将官や県知事など多くの偉才が輩出している。

付　　記

明治42年、大正2年、昭和14年の3回に亘って小沢助左エ門、九里愛雄氏の手により謙二郎の伝記が出版され、大正4年に従五位が追贈されている。大正9年に下新川郡教育会の手によって役場裏に顕彰碑が建立され、大正15年に松林寺に謙二郎の墓が建設された。また昭和13年馬鍬クラブの手により「遺教の地十津川をたずねて」の16ミリフィルム2巻が作成されている。

<写真は松林寺山内にある謙二郎の墓と先生の書翰>

議会だより

十二月定例会

議案七件を原案可決

＝十二件は継続審議＝

朝日町議会

▽あらまし

昭和四十八年第六回朝日町議会定例会は十二月十五日から二十日までの会期でもって開会されました。

本定例会では、昭和四十八年度一般会計補正予算をはじめ議案十九件（うち報告一件、議員提出議案一件）を審議の結果七議案は可決、十二議案は継続審議となりました。

請願陳情十八件（うち継続審査分二件）について慎重審査の結果採択十六件、審議未了二件の決定がされました。

可決されたもの

▼朝日町の職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件

用地交渉業務従事職員の特殊勤務手当及び自動車運転手手当等を増額するもの。

▼朝日町国民健康保険条例一部改正の件

療養に要する費用の額から療養費の額を控除した額が一ヵ月三万円をこえるときは、世帯主に対し、当該超過額に相当する額を高額療養費として支給することに改正されたもの。

▼朝日町立泊病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

使用料の一部を改正するもの。

▼朝日町立境小学校大平冬期一時分校設置に関する件

昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年三月三十一日までの期間境小学校分校内において設置するもの。（四年生以下の学級開設）

▼工事請負契約変更の件

工事請負契約二件

一、山田川河川災害関連工事
工事費　二四、八〇〇千円
延　長　五四四・四m
巾　員　二・〇四～四・〇八m
工　期　昭和四十八年十一月九日～四十九年三月二十日

二、横谷川河川災害関連工事
工事費　二二、七五〇千円
延　長　六〇四・四m
巾　員　二・二〇～二・九六m
工　期　昭和四十八年十一月九日～四十九年三月二十日

▼専決処分報告承認の件

一月二日、三日、祝日（一月一日を除く）の郵便配達廃止に関する決議。

▼議員提出議案

継続審議になったもの

▼昭和四十八年度一般会計補正予算（第四号）

補正額八一、〇一五千円を追加し予算総額一、四三七、三一七千円とするもの。補正額は主として人事院勧告による人件費。

▼昭和四十八年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

補正額九五六千円を追加し予算総額二〇八、三三二千円とするもの。

▼昭和四十八年町朝日町国民健康保険診療施設、笹川、宮崎、境診療所特別会計補正予算

補正額、笹川診療所　三〇〇千円
宮崎診療所・二一三千円
境診療所　二六一千円

以上の補正額は主として人件費分

▼昭和四十八年度朝日町簡易水道特別会計補正予算（第三号）

補正額五六二千円を追加し予算総額八、四七六千円とするもの。

補正額の主なものは、竹の内簡易水道修繕料と人件費。

▼昭和四十八年度朝日町立泊病院事業会計補正予算（第一号）

補正額六七、九七一千円を追加し予算総額五四三、一一七千円とするもの。

補正額の主なものは人件費。

▼朝日町の議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件

議員等の報酬を改定しようとするもの。

▼朝日町長、助役、収入役の給料及びその他の給与支給条例一部改正の件

▼朝日町教育委員会教育長の給与等に関する条例一部改正の件

▼朝日町職員の給与に関する条例一部改正の件

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例制定の件。

請願・陳情の処理

採択　十六件　審議未了　二件

継続の請願二件、今期定例会で受理した請願陳情十六件、計十八件について所管常任委員会において審査した結果十六件は採択、二件は審議未了となりました。

◉採択になった請願陳情

- 三峰スキー場に簡易スキーリフトの設置
- 泊東部保育所の増改築
- 金山地区に防火貯水槽の新設
- 一月二日、三日ならびに祝日の郵便配達を廃止すること
- 笹川地区の防火貯水槽を移転改良
- 五箇庄地区の消防ポンプの機動力を整備
- 赤川の船舶巻揚機並びに防犯燈を設置
- 石谷地区の集落移転に伴う宅地取得、住宅建築の援助並びに転職などのあっせん
- 老人の福祉対策の充実
- 社会福祉対策について
- 第十七回朝日町社会福祉大会決議事項を早期実現
- 境、宮崎、笹川小学校に複式教育解消のため町単独負担の教員を配置
- 重度心身障害者に対する医療費を公費負担
- 昭和四十九年度小・中学校費予算を増額
- 池の原の過疎対策
- 学校保健の振興

◉審議未了になったもの

- 朝日町議会の議会広報を発行
- 桜町の農道を町道に昇格

臨時会　町議会

昭和四十八年度　一般会計補正予算など　継続審議案件を可決

【十二月二十八日】

昭和四十八年第七回朝日町議会臨時会は、十二月二十八日会期一日をもって開会されました。

本臨時会では、先きの十二月議会

定例会において継続審議となっていた議案十二件が審議可決されました。

午後〇時四十分開会、町長から提案理由の説明があり、同四十五分提案十二案件をそれぞれの所管常任委員会に付託しました。

午後二時五十分再開し、各常任委員長から審査結果の報告があり、続いて採決を行い、満場一致で可決されました。

常任委員長報告要旨

各常任委員会は、議会から付託された案件について慎重に審査した結果、全案件について原案どおり可決すべきものとし、さらに次のような要望がありました。

・**産業建設委員会**

多端な社会状勢にかんがみ、町勢の執行にあたり一層努力されるよう要請する。

・**文教厚生委員会**

継続審議となった理由を真に理解され、今後なお正常化を図るよう一層の努力を要望する。

・**総務委員会**

労使関係の正常化については、当局の積極的な努力が見受けられ、労使共に反省が見られるが、いまだ十分とはいえない点もあるので、今後共労使一体となって、町民の福祉に専念されるよう強く要望する。

町営工事入札状況

＝百万円以上の工事＝

最近入札された百万円以上の工事はつぎのとおりです。

一、**町道高畠九号線拡巾改良工事**
工事費　四、一五〇千円
延　長　二五二・二米
巾　員　五・〇～六・〇米
工　期　一月八日～三月二十日

二、**町道笹川十五号線拡巾改良工事**
工事費　三、七五〇千円
延　長　一三九・六米
巾　員　四・〇米
工　期　一月十日～三月二十日

三、**町道田中、大鷲谷線拡巾改良工事**
工事費　一、九三〇千円
延　長　一〇六・八米
巾　員　五・五米
工　期　一月十日～三月二十日

朝日町人事異動

	新	旧
自治大学校派遣	企画財政課企画係長	中村雄三
技師（泊病院）補	新	採稲垣俊彦
	（昭和四十九年一月一日付）	
住民課国民年金係長	休	職嘉義新太郎
住民課住民係長	住民係長 兼国民年金係長	水島英明
	（昭和四十九年一月四日付）	

（退　職）

泊病院　技　師　寺沢政一
（昭和四十八年十二月八日付）
泊病院　看護婦　梨木敬子
（昭和四十八年十二月十日付）
泊病院　看護婦　非常勤　井森恵子
〃　助　手　水島すみ子
（昭和四十八年十二月三十一日付）

税務だより

固定資産課税台帳の縦覧

関係者は見ておきましょう

異議の申し立ては三月一日～三十日まで

昭和四十九年度固定資産税賦課の基本となる、土地、家屋、償却資産の評価額が登載されてある、固定資産税課税台帳を、つぎの日程により関係者の縦覧に供しますので、期間中に縦覧されるようお知らせします。

記

一、**縦覧の場所**　朝日町役場税務課

一、**縦覧の期間**　三月一日より三月二十日まで

なお評価決定価額に対する、異議の申し立ては、三月一日より三月三十日までの期間に受け付けることになっています。

昭和四十九年度課税標準額の算定は、次のようになっています。

宅地（住宅用地）評価額にたいし三〇%～五〇%が課税標準額となります。

非住宅用地　宅地（店舗、事務所、工場、倉庫等に使用の土地）山林、原野、雑種地等は、評価額にたいする昭和四十八年度課税標準額との差額の、二分の一の額が、減額となります。

農地については、所有地に変更がなければ昨年どおりです。

家屋については、新、増、改築、取りこわし、売買、贈与等昭和四十八年中に家屋の移動があった納税者以外は、昨年のとおりです。

なお固定資産税のもとになる法律（地方税法）の改正が検討されていますので、課税標準額の変わる場合もあります。

非住宅用地の算式例

評価額　10,000円 ……(A)
昭和48年度課税標準額　5,000円 ……(B)
昭和49年度課税標準額 ……(C)

$C = A - \frac{1}{2}(A - B)$
$= 10,000 - \frac{1}{2}(10,000 - 5,000)$
$= 7,500$

消費者ダイヤル

※※ 電話で物価新情報 ※※

奥さん知っていますか

TEL（0764）41－0999（よい おくさん）

物不足　物価高の今日、富山県では消費者に正確かつ迅速な情報を提供するため、消費生活テレフォンサービスをこの1月10日から実施しております。

適確な情報を知り、賢い消費者となるためにもこの消費者ダイヤルをご利用ください。

情報内容
- 物価動向
- 輸入生産状況
- 県内入荷状況
- お買物の目安
- 県の物価対策
- その他物価関連情報

最低賃金の一部改正

三月一日から〇

富山労働基準局では、昭和四十九年三月一日より、次の産業に働く労働者の最低賃金を改正しました。

なお金額は通勤手当、精皆勤手当を除いたもので（　）内は短時間労働者又は時間給者に適用されます。

1. **卸売業、小売業**（飲食店を含む）
一日　一、四四〇円
（一時間一八〇円）

2. **理容業、美容業**
資格者　一日　一、三〇〇円
（一時間一四五円）
その他　一日一、〇〇〇円
（一時間一一三円）

3. **クリーニング業**
一日　一、三〇〇円
（一時間一六三円）
ただし受付、仕分け、ごみ取り、包装、整理等の軽易な作業
一日一、一五〇円
（一時間一四四円）

消費者も考えましょう。

物価高に対処

昨年の豆腐や繊維製品の異常な値上りに始まり、中東戦争に端を発した石油危機、同関連製品の暴騰、トイレットペーパーや洗剤に代表される生活必需品の不足など物価高、物不足は深刻の度合いを深め私たち消費者の生活をパニック状態にまで追い込んでいます。

このような物価高、物不足に対し政府や地方自治体では住民生活安定のため対策本部の設置、関連法案の制定や整備強化のため積極的に取り組んでいます。

しかし石油危機を中心とする物不足は今後さらに物価に大きく作用されることが予想されます。政府や自治体のみに、物資、物価問題を依存するのではなく、消費経済の担い手である私たち消費者からも積極的に物価等に対し運動を展開しましょう

①　買い控え運動

※不急、不必要なものは買い控えましょう。

（原材料の値上りが物不足を理由に直接製品価格にはねかえり時にはプラスアルファがつく。不当に高い商品は〝買い控え〟で対抗し、売手の価格を消費者でコントロールする）

②生活のむだを省く運動

※生活のむだを省きましょう。

（今一度自分の生活を顧みて生活のむだを見直し、使い捨ては美徳だと考えていた消費者自身の反省も含め、自発的に節約し買い急ぎを避け物価の高騰を防ぐ）

県下優良モデル商店表彰

――木村家具店――

朝日町商工会では消費者から信頼される近代的商店に脱皮すべく、日頃各店の経営技術の向上に努力していますが、この程サービス強化運動の一環として県が行った、優良商店選定の審査の結果、当町木村家具店が晴れの優良モデル商店（県議会議長賞）の栄を獲得されました。

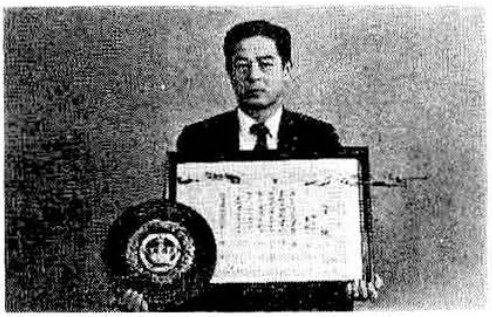

お買い物は――ふろしき持参で――

石油危機とモノ不足について政府はいまその対策に腐心しているところですが、私たちも日常生活において資源をもっともっと大切に使いたいものです。

商店では紙不足の現状から包装紙、袋については進物用は別として、努めて節約する方向に進んでいますが、消費者の皆さんも品物によっては風呂敷持参などでお買物をされるよう協力をおねがいいたします。

◎休耕田の稲作復帰◎

今年から　単純休耕の奨励補助金は　なくなります

昭和45年から、余剰米が多くなりみなさんに、米の生産調整に、ご協力いただいておりましたが、昨今の国際的な食糧需給の変化にともない優良農地の荒廃を防止するとともに商品性の高い、富山米の大量生産につとめ食糧基地としての地位を確保することが必要になってきました。

このことから、町としても昨年休耕された農地が、約50ヘクタールあるところから、これらの休耕田の稲作復帰に極力つとめていただきたいと考えています。

諸般の事情から、自家で耕作できない方は、近隣の方に作業の委託をするとか、山田等で、荒廃がはげしく稲作が不可能と見込まれるようなところでは、林木、果樹、その他地域に適した作物を作付し、麦、大豆飼料作物を重点にした定着性のある転作を推進し、土地の有効利用につとめられるよう、お願いします。

単純休耕奨励補助金は今年からなくなり、転作等の補助金の額は、昨年と同様となる見込みであり、次のような算出方法で計算されます。

1．普通転作
単位面積当り基準収穫量×面積×68円＋5,000円＝　10アール当り約35,000円

2．特別転作（永年作物／集団転作）
単位面積当り基準収穫量×面積×68円＋10,000円＝　10アール当り約40,000円

3．土地改良通年施行
単位面積当り基準収穫量×面積×68円＝　10アール当り約30,000円

（注）単位面積当り基準収穫量は、昭和45年農業共済基準反収による。

稲作転換目標数量（反収×面積）は、国全体で118万トンで、戸々の農家に配分されますが、これらを100パーセント以上達成された農家については1kg当り9円50銭の協力特別交付金が交付されます。

知事賞など　多くの賞を獲得

富山県花き品評会

◇三枚橋　藤田慎一さんほか◇

富山県、県花き協会主催の第四回花き品評会が十二月二十四・二十五日県民会館で行われ、電照菊の部で、朝日町より次の方々が入賞されました。

知事賞
三枚橋　藤田慎一

農林漁業振興会長賞
三枚橋　藤井敏弘

優良賞
三枚橋　藤田利一

優良賞
三枚橋　藤田仁三松

優良賞
三枚橋　藤田覚平

◇今月の税金◇

今月は固定資産税第四期分の納付期限月です。忘れずに月末まで納めましょう。

農業振興地域整備計画

土地利用の高度化と農業の近代化をめざして

魅力ある農業地域を作りあげるために

町では、今後農業の振興をはかる地域をあきらかにし、土地利用の高度化と農業の近代化のための諸条件を強力に整備し、魅力のある農業地域を作りあげるために、農業振興地域の指定を受け、あらゆる農業の施策に対し大わくを定める役割を果たす整備計画をこのほど策定しました。

1. 農用地利用計画

農用地利用計画は、農用地の確保、農業基盤整備の計画的な誘導と実施、また土地改良施設などの効果の維持保全をはかるために必要な、農業上の土地利用の計画化をねらいとした基礎的な計画で、今後農用地として利用すべき土地と、その他の土地との間に、明確に一線を画して定める「農用地区域」と、その区域内の土地について定める農業上の「用途区分」を定めています。

町で「農用地区域」と定めた土地は、おおむね次のとおりです。

大家庄地区…県営ほ場整備事業実施計画中の土地全体と舟川新、窪田地内のほとんどの土地。

野中地区…県営ほ場整備事業実施計画中の土地全体

山崎地区…団体営ほ場整備事業実施計画中の土地全体。

南保地区…団体営ほ場整備事業実施ずみの土地（ただし蛭谷地内ほ場整備地域を除く）

五箇庄地区…第一次農業構造改善事業、団体営事業でほ場整備ずみの土地（ただし国道八号線と県道宮崎入善線にかこまれた区域内の土地を除く）

泊地区…団体営ほ場整備事業実施ずみの土地全体。

またこれらの農用地区域の「用途区分」は、すべて「田」として区分されています。

2. 農業生産基盤の整備開発計画

この計画では、土地基盤の整備や開発の方向に即して実施する必要がある用水改良、排水改良、区画整理、農道整備、暗きょ排水などの事業を、種類ごとに事業の概要および地区別の受益区域の所在等を明らかにして定めています。

なおこの計画の対象地は原則として農用地区域のみに計画されています。

3. 農地等の権利取得の円滑化計画

この計画では農業経営の規模拡大、農地の集団化などの誘導の方向を定め、これを推進するため農地等の売買、交換、権利の設定または移転のためのあっせん活動、あっせんの対象とする農地、あっせんによる取得者の範囲などについて定めています。具体的には農業委員会が行う「農地移動適正化あっせん事業」とか、第二次農業構造改善事業などによって実施しています。

4. 農業近代化施設の整備計画

以上三つの計画が土地に直接関連する部分の計画であるのに対し、それらを基盤とした農業経営、農業生産などに関連する地域農業の近代化を図るために必要なトラクター、コンバインなどの農業機械、農産物の調整貯蔵、集出荷加工施設などの共同利用施設を地区別に、重点作目の生産見通し、農業技術体系、生産体制のあり方などを前提として配置計画したものです。

以上が計画のあらましですが、この整備計画を達成するための事業はそれぞれ個々の国や県の事業にゆだねられるわけで、この計画は町の今後の農業に対するマスタープランとしていくものです。

整備計画達成のための措置は……

1　整備計画の基本となる、計画に従った土地利用のために次のような措置がとられます。

①　農用地区域内の土地が用途どおりに利用されないときは、市町村長が土地の権利者に対して、用途どおり利用するよう勧告できる。

②　農用地区域内の農地等の転用は原則的に許可されない。

③　農業委員会が法律に基づいて農用地区域内の農地等に関する権利の設定、移転のあっせんを行います。

2　つぎに国や県の補助融資事業（土地改良事業、第二次農業構造改善事業等）は整備計画に即して優先的に実施されます。

3　また農地等の権利移動については、農業委員会のあっせん、市町村長の勧告など国の施策にそって動いたものについては、いくつかの税制上の優遇措置がとられます。

①　権利移動についての譲渡所得税については、一般の場合の百万円の控除に加えて特別の控除が認められます。

②　取得した場合の登録免許税は、普通はその土地価格の千分の五十に相当する額が課せられますが、これを千分の六となる措置がとられます。

③　土地の買換えをした場合には、譲渡所得の課税についての特例も設けられています。

④　地方税においても不動産取得税の軽減措置がとられます。

農用地利用計画の変更があります

ほ場整備田の農地転用はご注意を

この整備計画のうち前述の「農用地利用計画」の中で「農用地区域」として定められた農地については、農用地利用計画を変更してその土地を農用地区域から除外しないかぎり宅地等への転用はできませんが、昨今のように経済事情やその他の情勢の変化が激しいことから、町で定めた農用地区域についても必要に応じこの農用地利用計画の変更を考慮することもあります。

計画の変更については年一回とされていますので、町では当面四月を変更の時期とし、三月末日までに変更手続きを取り扱います。

「農用地区域」として定められた区域内の農地を転用してここ一年ぐらいの間に、住宅や農業用施設等をつくりたいと考えられている方がありましたら、早めに変更手続きを申し出てください。

これについてのお問い合わせは産業課農政係（ＴＥＬ三―〇五二九）で受け付けます。

福祉の窓口

●高額療養費制度●

苦しい国保財政の中で画期的な給付の改善

＝四十八年十二月一日から＝

朝日町ではこのたび国民健康保険の高額療養費支給制度を新発足させました。（昭和四十八年十二月一日より診療を受けられる人）

これは療養費の自己負担額が一カ月三万円をこえた場合は、そのこえた額を国民健康保険が負担するという制度です。

したがって、長期療養の方、あるいはなおりにくい病気の方は、医療費の自己負担額は一カ月三万円まで、ということになるわけです。

しかし町の国民健康保険の財政は最近の大変な医療費の増加に加えて、二月一日より医療費の大巾な値上げ（十九％）がありきわめて苦しい状態にあります。

このような中で、あえてこの制度を発足させたのは、〝病気になっても金のいらない社会〟という国民健康保険制度創設の大理想に、一歩でも近づきたいという念願からです。

どうか、被保険者各位は、この趣旨を理解していただき、医療費節約にご協力くださるようおねがいいたします。

◇どのような場合に支給されるか

国保の加入者（被保険者）がお医者さんにかかる場合は、かかった医療費の三割を、一部負担金として自分で負担して、病院、診療所の窓口で支払うことになっています。

一人の加入者がお医者さんにかかって、一つの病院、診療所（保険薬局も同じです。）に、一カ月（一人、一カ月、一病院・診療所とご記憶ください。）三万円以上の一部負担金（自己負担金）を支払った場合は、三万円をこえた額について、国保があとから加入者へ払いもどします。

ただし、一部負担金（自己負担分）が一カ月三万円をこえているかどうかの計算は、次のような方法でやります。

◇一部負担金の計算方法

1. 暦月ごとに計算

月の一日から月末までの受診について一カ月として計算します。

ですから、たとえばある月の十五日から翌月の十五日までのように、月をまたがって入院した場合で、最初の月の診療費の一部負担金の額が二万円、翌月が二万円、合計一カ月四万円を自己負担した場合は、一日から月末までの計算ですから高額療養費は支給されません。

ただし同一月内にいったん退院して、またそこへ再入院したような場合は、合わせて計算されます。

2. 病院、診療所ごとに計算します

たとえば、甲の病院と乙の病院へ同時にかかっていて、一部負担金（自己負担金）として一カ月に甲の病院へ五万円、乙の病院へ四万円を支払った場合は、甲の病院の分については三万円を控除した二万円、乙の病院の分については同様に一万円の高額療養費が支給されます。甲乙両方の病院を合算するということはできません。

3. 歯科は別

病院または診療所に内科などの科と歯科がある場合は、内科などの科と歯科は別の病院または診療所として扱います。

4. 総合病院

総合病院の各診療科はそれぞれ、別の病院、または診療所として扱われます。

ただし、総合病院の入院患者が他の科の診療をうけたときは、合算して計算されます。（そのときでも歯科は別）

5. 入院と通院

ひとつの病院、診療所でも、入院と通院は別に扱い合算しません。

6. 差額ベッドやつきそい看護料は対象外

入院したときの差額ベッド代や基準看護の病院へ入院したときのつきそい看護料、または歯科で認められている差額徴収などは、一部負担金の中に入りません。

7. 療養費払い（患者が代金を支払い、あとで国保から払いもどしをうけること）**のときも可**

基準看護でない病院、診療所へ入院したときの看護料、生血代、治療用装具代、あんま、マッサージ・はり・灸師などの施術代、移送費、やむを得ない理由で保険証を使わずに医者にかかったときの医療費など、患者が代金を支払い、あとで国保から払いもどしをうける、いわゆる「療養費払い」の場合も、高額療養費は支給されます。

◇支給をうける手続き

所定の「高額療養費支給申請書」を役場の窓口まで提出してください。（申請書は役場の窓口にあります。又申請書提出の際には、領収書を添付してください。）

◇いつごろ支給されるか

「診療報酬請求明細書」は診療をうけた月の翌々月の中ごろに国保係へ回ってきます。高額療養費のお支払いはそのころになります。（二カ月後となります。）

▽老人医療費

「老人医療費受給者証」でお医者さんにかかっている方は、いままでと同じ要領で診療をうけてください。

わからないこと、くわしいことについては朝日町住民課国民健康保険係へ問い合わせください。

（TEL③二一〇〇）

胃ガン検診の追加実施のおしらせ

町で実施しています胃ガン集団検診は、年末に（各地区）予定通り終了しましたが、つごうで受けられなかった方のために、左記により追加実施いたしますので、ご希望の方は役場住民課にお申し込みください。

記

日時　三月十五日（金）
午前九時三十分より十時三十分まで

会場　朝日町福祉センター

料金　四百円也

※当日の朝食はとらないでください。

青少年を守るに 家ぐるみ 町ぐるみ

第三日曜日は家庭の日
家族みんなで話しあい
力を出しあい
楽しみあいましょう

自転車の二人乗り
無灯火をなくしましょう
おとなも こどもも
交通ルールを守り
みんなで注意しあいましょう

年金だより

現況届は おくれないように

提出がおくれると 支給もおくれます

◇国民年金の受給◇

現在、国民年金から各種年金を受給中の人は、年に一度、現況届を提出して、引き続き年金を受ける権利があることを、届け出なければなりません。

それぞれの提出期限は次のとおりです。

老令年金	二月十五日
通算老令年金	二月十五日
障害年金	五月三十一日
母子（準母子）年金	五月三十一日
遺児年金	五月三十一日
寡婦年金	五月三十一日

現況届の用紙は、社会保険庁又は社会保険事務所から送付されてきますから、その用紙に、役場で証明してもらい、期限に遅れないように提出しましょう。

児童手当が改善されました

昭和四十九年四月から

該当の方は三月まで手続きを

児童手当制度は四十七年一月から実施され、五才未満、十才未満と段階的に実施されてきましたが、四十九年四月からは三人目以上の児童のうち義務教育終了前の児童に支給されることになりました。

四月から新たに該当すると思われる方は、①**印鑑持参** ②**加入年金**（厚生年金、国民年金、船保年金等の**記号番号** ③**払込み希望金融機関の口座番号**をお調べのうえ、また現在手当の支給を受けている方で、三人目以上が義務教育終了前の児童に範囲拡大されることにより、引き続き手当額の支給される方は、**印鑑持参**のうえ三月末日まで住民課福祉係で手続きしてください。

○**手当を受けることができる人**

①十八才未満の児童三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前

②その人の前年の収入が一定額（扶養親族五人の場合二百六十八万円）に満たないこと。

○**手当額**

対象児童一人につき月額三千円

○公務員、三公社の職員は勤務先へ請求してください。

○ご不審の方は役場福祉係に問い合わせください。

第二十六回 朝日町成人式

キャンドルサービスで厳粛に行われる

◇成人者 262名◇

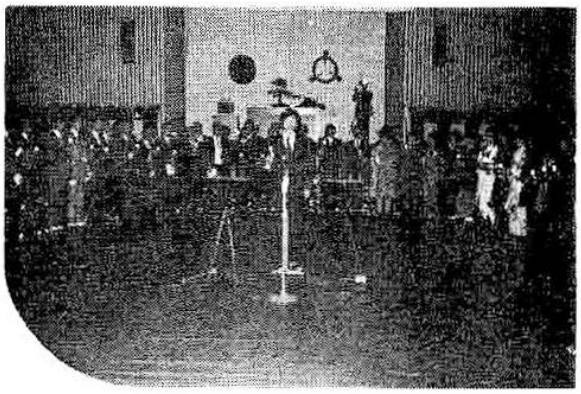

われました。

消燈した暗黒の会場に成人者が、「三六五歩のマーチ」にのって入場したあと、男女二人の成人者代表がろうそくの火を掲げて静かに登場し朝日町青年の歌の合唱が流れる中、会場中央に置かれた燭台の二十本のろうそくに点火されるや、開会が宣言され君が代斉唱、町長の式辞、成人者代表の答辞、町議会議長の祝辞があり、引き続き燭台の灯が二十名の先輩の青年団員から成人者と来賓の手に捧げられたろうそくに点火され、成人者を励ます「詩の朗読」、町青年団長の激励の辞に続き、全員で「若者達の歌」を合唱し、教育委員長の閉会の挨拶の後会場の全照明が点灯され厳粛な雰囲気の中で式典を終了、

このあと、全員によるフォークダンスが行われ、記念撮影を行って全日程を終了しました。

なお一方、当日は体育福祉センター全館が成人者のために解放され、福祉センター会議室、研修室では成人者の小・中学校時代の写真や作品展、朝日町の文化財写真展、青年学級や青年団体の活動発表展、寄せ書きコーナーなどがもうけられ、成人者は久しぶりに会う幼い頃の友とあり日のことを談笑し合い、成人者のつどいを盛り上げました。

教育振興資金に

二十万円寄付

株式会社　**エビス屋**

取締役社長　**斉藤清兵衛殿**

朝日町

スキー教室開講

冬の体力づくり

▶三峰スキー場◀

雪に親しみ、冬場の体力をつくろうと、今年も朝日町スキー教室が一月二十日から二十二日の三日間三峰スキー場で開かれました。

開講式では修祓の儀のあと紅白のテープが切られるや、一斉に朝日スキークラブ員が山頂からスキーデモンストレーションを行いスキーの妙技を満喫させてくれました。

今年の受講生は三十余名で、技量に応じて各クラスに分かれ、スキークラブ員の熱心な指導のもとに受講生は汗だくになってすべり、そのかいあってかスキーをはくのさえやっとという受講生も三日目には指導員が「見違えるほど上達した」と感心しており、受講生も今冬にまたスキーをはく機会をぜひ持ちたいと言っており、スキー教室の成果は期待以上でした。

宿泊は池の原で民宿し、三日間心のゆき届いたもてなしに指導員、受講生一同喜んでいました。

体協だより

町民バドミントン大会
卓球大会

——参加者募集——

寒さに負けず
屋内スポーツで
体力を作ろう

◆期日　三月三日（日）午前九時
◆会場　泊中学校体育館
◆申し込み　当日会場で受けつけます。

積雪時の除雪励行と火災予防

いざというときに備えて
みんなで協力

いよいよ本格的な冬が訪れ、積雪のため**消防車及び救急車の運行**に支障が出ることも考えられるので、特に市街地では積雪の状況を見て町内の一斉除雪を実施するなど、ご協力ください。また、寒さが日増しに厳しい毎日ですが、**石油ストーブ等の暖房器具**は取り扱いをあやまると一瞬にして大惨事になります。

暖房、ガス器具の取扱方法等に充分注意して火災発生の防止につとめるとともに、次のことに努めてください。

❶屋根に雪が多く積もると思われるときは早めに降ろすこと。

❷屋根雪を道路等に降ろしたら、すぐに整理し、消防車及び救急車が通行できるようにしておくこと。

❸消火栓、貯水槽は町内を守る大切な水利です。除雪を励行すること。

❹火災の通報をするときは、場所及び目標物を明確に連絡すること。また救急車を要請するときは、場所、目標物、病人の病状等を明確に連絡してください。

※火災が発生すると、一一九番（火災、救急専用電話）での問い合わせが殺到しベルが鳴り止むひまがありません。

もしこの間に救急の要請などがあっても話し中となり、大切な人命が失われることも考えられます。火災等の問い合わせに、**一一九番**のダイヤルを回されても応じませんので一般加入電話(3)—**〇〇〇九番**で問い合わせしてください。

美しく住みよい町づくりのために

❖屋外広告物法の改正❖

都市の美観風致の維持と公衆への危害防止を図るため、昭和二十四年に屋外広告物法が施行されましたが、最近の違反広告物の増加の実情から今度屋外広告物法の一部が改正されました。これを機会に美しく明るい町づくりに町民の皆さんのいっそうのご理解とご協力をお願いします。

改正の要点

1. **違反広告物の取除き**

従来、違反はり紙についてのみ行政庁が行政代執行法の適用によらず除却できましたが、**昭和四十八年十二月十六日から**は違反はり札、立看板についても同様に除却できることになりました。

2. **屋外広告業を営なむ者の届出制等の創設**

屋外広告業を営む者は、知事に届け出をなし、県が行う講習会の課程を修了した者（営業所ごとに）を置くべき義務が課せられることになります。

お問い合わせは
入善土木事務所へ
電話〇七六五—七二—一一三三

相談ごと案内

心配ごと、苦情
不満などの相談は、

▼行政相談
日時　毎月第一火曜日
　　午前十時～午後三時
場所　朝日町福祉センター

▼人権法律相談
日時　二月十九日
　　午後一時～午後三時
場所　朝日町福祉センター

▼心配ごと相談
日時　毎週火曜日
　　午前十時～午後三時
場所　朝日町福祉センター
　　TEL三—〇五七六

▼交通事故巡回相談
①日時　第一、三　月曜日
　　午前十時～午後三時
　場所　黒部市役所
②日時　第一、三　水曜日
　　午前十時～午後三時
　場所　魚津県総合庁舎

朝日町各地区の

◆区長さんきまる◆

山崎　大井　四郎
大家庄　高田憲次郎
南保　坂口　良造
五箇庄　金井　憲治
泊一区　水島畑次郎
泊二区　柚木　文次
泊三区　岩田　繁松
笹川　折谷　隆夫
宮崎　扇谷九左衛門
境　金森　甚六

区長会役員
会長　高田憲次郎
副会長　岩田　繁松

優良青年として表彰の栄

意義ある成人の日に

＝間部和美さん＝

県教育委員会による「成人の日」を記念した優良青年、団体の表彰式が一月十四日県庁で行われ、朝日町の間部和美さんが優良青年として表彰されました。

間部さんは連合青年団副団長として七年の団活動の経験を生かし、女子団員の組織づくりと研修活動につとめ、さらに青年学級の運営にも積極的に参加し一層の活躍が期待されるとしてこのたびの受賞となったものです。

学園だより

新年の作品募集に多数の学童が入選

「北日本新聞社」「富山新聞社」

北日本新聞社と富山新聞社募集の恒例新年作品に、朝日町では、次の入選者がありました。

（北日本新聞）

習字の部
銅賞　小川中二年　水井　修
入選　〃　一年　前川保彦
〃　三年　水上絹子
〃　藤井喜美子
詩の部
銅賞　境小　六年　水島利久
入選　南保小三年　中島理恵子
〃　五年　米丘富士美
〃　笹川小五年　長井縫子
〃　境小　五年　渡辺恵美
〃　五箇庄小六年　山手早百合

詩の部銅賞の水島利久君は、一昨年銀賞、昨年金賞をうけており、いずれも、海釣りをうたって、入賞している。

（富山新聞）

習字の部
佳作大家庄小一年よしだみつお
詩の部
一席　境小　六年　前川敏樹
三席　〃　〃　水島真由美
作文の部
三席大家庄小二年　石井由美子
佳作　〃　二年　川上晶子

警察だより

卒業就職期の少年非行防止

子どもが育つ過程でもっともたいせつなのは父の強さと、母の優しさです。この両面が強力な非行防止のための第一の防波堤となります。

さらに職場の責任者や地域の人々は第二の防波堤といえましょう。

さて今年も卒業、就職の時期となりましたこの時期は、学生、生徒はもちろん保護者までが落ちつきを失い、とかく不安な毎日を送ることが多いものです。

また新しい学校や職場に対する期待や不安感などから感受性の強い子どもの心は迷いやすく、わずかな失敗やしげきがもとで「盗み」「たかり」「盛り場はいかい」など悪の道にはしる例も少なくありません。

このことから卒業、就職期における少年の非行防止のための標語を掲載してみました。

（家庭）
・失敗に感情で怒っても逆効果、なぐさめ励ます親心

（職場）
・よく教え、仕事に自信とよろこびを

（地域住民）
・人の子もわが子と同じ愛の手で

（少年）
・誘惑に負けずに正しく生きぬこう。

戸籍の訂正

知っておきたい身近な法律

＝裁判所だより＝

戸籍には、私たちひとり一人の氏名生年月日、父母の名などのほか、婚姻、養子縁組など人の出生から死亡までの、身分関係に関する事がらが記載されています。

戸籍の記載は普通、届出に基づいてされますが、戸籍を取り扱う市町村長は、届出に形式的な審査をするにとどまり、届出の内容が正確なものであるかどうか実質的に審査をすることができませんので、ときには真実でない届出がそのまま受理され、誤った戸籍の記載がされることもあります。この誤りを真実に合致するよう訂正するため、戸籍訂正の手続きが定められています。

では戸籍の訂正はどのようにしたらよいか、それにはその誤りの原因や内容のほか、身分関係に重要な影響を及ぼすものなどに応じて、その方法を分けると

(1) 市町村長が職権で訂正できる場合。

(2) 家庭裁判所の許可を得て訂正できる場合。

(3) 地方裁判所の判決か、あるいはこれと同じ効力のある家庭裁判所の審判に基づいて訂正できる場合の三種があります。

誤った戸籍をそのままにしておきますと、後日相続などの問題が生じたときに思わぬ紛争が起こりますので、記載の誤りに気づいたときは、家庭裁判所で相談されて、早目に手続きをとられるようおすすめします

郵便局だより

お年玉つきはがきの賞品の引き換えはお早めに

お年玉賞品の引換期間は七月十九日までです。

当せんした葉書は、くじ番号部分を切り離さずそのまま持ってきてください。

なお、三等以上の賞品を受けとる場合は、署名か押印が必要です。

等級	お年玉	組	番号
1等	ラジオ付カセットテープレコーダー 日立パディスコ1270	各組共通	277201 025163
		A組	360602
2等	ナショナル電気毛布「ゆめDB112」	各組共通	下5けた 72774
		A組	〃 80717
3等	トレーニングセット エバニュー「トリム」	各組共通	下4けた 0411
4等	封筒セットとグリーティングガード	〃	下3けた 249 768
5等	お年玉切手シート	〃	下2けた 13 97 80

還付葉書の再差し出しができるようになりました

差出人にかえされた郵便葉書は、表面のみやすいところに『再差出し』と朱記して、新たに郵便切手をはれば再び差し出すことができます。

北電だより

深刻な石油情勢のため電力の供給力も赤信号です。

すでに一月十二日からは大口工場や商店の広告燈、ネオン・サイン等の使用が制限されています。

朝町民のみなさん節電にいっそうのご協力をお願いいたします。

歳末たすけあい運動の成果

昭和四十八年の歳末たすけ合い運動は町民のみなさまのあたたかいご協力により、つぎのような大きな成果をあげましたことを、ここに厚くお礼申しあげます。

愛の袋に寄せられたもの

大家庄地区	82.665円
山崎 〃	68.084
南保 〃	54.734
五箇庄 〃	66,285
泊 〃	264.395
笹川 〃	23,535
宮崎 〃	33,630
境 〃	35 368
小計	628,696
「善意銀行」を通じ寄せられたもの	238,304
「朝日町の見舞金」	170,000
合計	1,037,000

これを次のように配分贈呈しました。

生活保護世帯 六五（一二七人） 二八九、五〇〇円

生活困窮者 五三人 七九、五〇〇円

寝たきり及び単身老人 一八〇人 二七〇、〇〇〇円

重度心身障害者 八八人 一三二、〇〇〇円

施設入所者 三〇人 六〇、〇〇〇円

長期入院療養者 一〇三人 二〇六、〇〇〇円

合計 五八一人 一、〇三七、〇〇〇円

右の外ＮＨＫよりの配分金 五二、一〇〇円

指示により、生活保護世帯及び在宅重症心身障害児に、また

家庭常備薬入袋（県共同募金会）を七〇才以上の寝たきり老人七九九人にそれぞれ贈呈しました。

心温まる善意の数々
＝朝日町善意銀行＝

つぎのかたがたから、朝日町善意銀行へ、社会福祉の増進のために、貴重な善意を預託されました。ここに厚くお礼申しあげます。

五百円也 笹川 **とく名** 殿

歳末たすけあいのために

五千弐百七拾六円也 山崎 **真部良作** 殿

故母真部そよさんの供養のため、社会福祉に役立ててくださいと

壱万参百拾円也 **朝日町連合青年団** 殿

チャリティダンスパーティショーの益金を社会福祉のために

壱万壱千参百円也 **東草野児童クラブ** 殿

東草野の児童クラブの小学生の皆さん五〇名がそれぞれお小遣いの中から会費を持ちより、すべて会員の自主的な企画で「楽しいクリスマス」の集いを催した。その経費の残金を恵まれない子供達のために役立ててくださいと指導者の犬田久雄さんが付き添って代表者の金井邦芳さん、犬田未和子さんが善銀を訪れ預託されたもの。

壱万弐千五百円也 **八日会** 殿

例年に引き続き社会福祉の向上に役立ててほしいと

子供の衣類数点 境 **高桜サズヱ** 殿

めぐまれない子供達のために

お年玉入り袋 二 富山 **中井きよ** 殿

例年に引き続き大家庄保育所及び小川保育所の子供たちにと届けられたもの

弐千円也 神田町 **辻 フサ** 殿

恵まれない方々のために、役だてくださいと、善意銀行に預託されたもの。

◎**生まれた人**
❖**結ばれた人**
◆**なくなられた人**

（昭和四十九年一月十五日現在）

◈出 生（おすこやかに）

境 水島軍治 長女 美穂
宮崎 大浜 勉 長男 清裕
泊 根建俊勝 長男 雅裕
泊 中川晃次 長男 泰三
沼保 手嶋健一 長男 貴司
東草野 未上利和 二女 恵
平柳 小杉邦夫 三女 麻衣子
平柳 大沢幹雄 二女 千絵子
平柳 野沢征人 長男 武人
荒川 前川憲次 長男 一樹
西町 広野晴夫 長女 敦子
道下 魚津 彰 二女 亜矢子
桜町 湯上谷隆之 長女 志穂
桜町 河内幸雄 長男 満晴
赤川 窪田金蔵 二女 容子
月山 沢田晴雄 長女 雪子
南保 土井敏男 長男 晋太郎
蛭谷 谷口英行 三男 充洋
山崎 七沢茂雄 長女 篤子
山崎 柳沢慶宏 長男 慶幸
舟川新 由井孝夫 長女 友代

❖結 婚（おしあわせに）

△横水 青木信明
境 水島節子
△境 水島功嘉治
泊 大橋和子
△境 水島哲治
入善町 田中久美子
△宮崎 水島昭二
道下 米丘君子
△宮崎 扇谷善志
魚津市 新浜紀子
△宮崎 扇谷 誠
大家庄 大久保よし子
△横尾 横山一房
青海町 大矢良子
△荒川 南保栄作
青森県 外舘君子
△道下 柳下重次
黒部市 北川美津子
△月山 高山一治
上市町 伍島則子
△金山 高田憲平
南保 大森兆子
△金山 大井一光
舟川新 藤井恵子
△下山新 能沢要一
新潟県 佐藤洋子

◈死 亡（おくやみ申しあげます）

△境 水島嘉次郎（七八）
△宮崎 九里権之助（八三）
△宮崎 浜田清八（六八）
△横尾 加護すい（七七）
△泊 加藤キイ（八七）
△沼保 大村ちよ（六九）
△沼保 舘 きよ（八三）
△道下 平田せつ（五七）
△桜町 吉田喜久松（五六）
△長野 川上せつ（六六）
△南保 谷口栄市（六八）
△南保 佃 源次郎（八八）
△蛭谷 米丘しい（八四）
△下山新 西島義雄（五六）
△大家庄 名越ハナ（七五）
△三枚橋 藤井行道（三八）

1月の町内交通事故数

月	件数	死者	負傷者
1月～12月	67	6	74
1月	5	0	7
本年累計	5	0	7

編集兼発行 朝日町役場
印刷所 両越印刷
送料 十二円
定価 六円
郵便番号 九三九－〇七